

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分……………一
- ………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………一
- 都営住宅の廃止……………二
- ………(都市整備局都営住宅経営部経営企画課)……………二
- 都営住宅の使用料の変更……………三
- ………(同)……………三
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………四
- ………(同)……………四
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………五
- ………(同)……………五
- 都営住宅の駐車場の廃止……………六
- ………(同)……………六
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………七
- ………(同)……………七
- 救急医療機関の協力申出の撤回……………七
- ………(福祉保健局医療政策部救急災害医療課)……………七
- 平成二十九年における底立てはえ縄漁業の許可等の申請期間等……………七
- ………(産業労働局農林水産部水産課)……………七
- 都道の区域変更……………七
- ………(建設局道路管理部路政課)……………七

公告

- 土地区画整理事業の換地処分……………一
- ………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………一
- 開発行為に関する工事完了(二件)……………二
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………二
- 第四十三期東京都労働委員会労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦……………三
- ………(産業労働局雇用就業部労働環境課)……………三
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………四
- ………(下水道局)……………四

告示

東京都告示第千二百号

- 平成二十八年十月二十日付東京都教育委員会規則第四十六号……………一〇

告示(教)

- 博物館に相当する施設の指定……………九

告示(選)

- 政治団体の届出……………九
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………三
- 政治団体の解散の届出……………四
- 資金管理団体の指定の届出……………五
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………六
- 資金管理団体の取消しの届出……………七

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 寿不動産株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 粕谷 玲爾

(三) 主たる事務所の所在地 小平市小川西町四丁目二十八番六号

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九四五二七号

(五) 免許年月日 平成二十四年八月十七日

二 処分年月日 平成二十九年七月二十一日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

東京都告示第千二百一号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。

平成二十九年七月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称

青山北町アパート
(1、2、3、4号棟)

位置

港区青山北町三丁目四番

戸数

一五二戸

構造及び規模

中層耐火 四六・六平方メートル

青山北町アパート

同右

同右

三三・〇平方メートル

一四四戸

(5、6、8、9、10、11号棟)

青山北町アパート

(7、12、13号棟)

青山北町アパート

(25号棟)

高砂アパート

(2、3、4、6、7号棟)

高砂アパート

(3、4、5号棟)

高砂アパート

(5、6、7号棟)

高砂アパート

(8、16、17号棟)

高砂アパート

(8、17号棟)

南砂三丁目アパート

(4、5、6、7号棟)

同右

港区青山北町三丁目五番

同右

三八・六平方メートル

一〇戸

葛飾区高砂四丁目四番

同右

六三・八平方メートル

三六戸

同右

同右

三一・九平方メートル

一八戸

同右

同右

六三・一平方メートル

二七戸

同右

同右

七〇・二平方メートル

六一戸

同右

同右

三二・六平方メートル

一八戸

江東区南砂三丁目十一番

同右

三六・七平方メートル

一一〇戸

●東京都告示第千二百二二号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三
条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の
ように変更し、平成二十九年八月一日から実施するので、
同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年七月三十一日

東京都知事 小池百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき六丁目アパート (1号棟)	中央区勝どき6-6	51.2	1	45,100	84,800
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート (1号棟)	港区芝5-18	34.3	1	33,600	69,100
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (31号棟)	新宿区戸山2-31	38.3	1	32,200	61,500
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (34号棟)	新宿区戸山2-34	41.9	1	35,400	72,000
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (22号棟)	新宿区戸山2-22	38.8	2	32,900	64,300
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (9号棟)	新宿区戸山2-35	40.1	2	34,400	68,800
一般都営	高層耐火	本駒込四丁目アパート (15号棟)	文京区本駒込4-35	42.2	1	36,200	58,300
一般都営	高層耐火	下谷一丁目アパート (1-2-10号棟)	台東区下谷1-2	35.4	2	28,500	38,400
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (9号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,800	64,100
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (4号棟)	墨田区堤通2-4	59.7	1	44,000	65,000
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (5号棟)	墨田区堤通2-5	59.7	1	44,000	65,000
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート (2号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	71,400
一般都営	高層耐火	大島四丁目アパート (2号棟)	江東区大島4-21	51.2	1	42,800	71,900
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート (9号棟)	江東区亀戸7-57	39.0	1	31,200	41,300
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート (11号棟)	江東区亀戸7-57	36.2	1	29,000	39,800
一般都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート (9号棟)	江東区辰巳1-2	38.4	1	30,400	46,300
一般都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート (86号棟)	江東区辰巳1-10	38.4	1	30,400	46,300
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート (7号棟)	江東区南砂5-24	36.7	1	28,900	42,600
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (3号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	30,100	48,000
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (5号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,100
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (7号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,100
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (12号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,100
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (18号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,100
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート (1号棟)	江東区東陽3-22	37.9	1	31,000	37,000
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート (1号棟)	江東区東雲1-7	34.3	1	27,600	44,000
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート (4号棟)	江東区東雲1-8	37.9	1	30,300	44,200
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート (1号棟)	江東区南砂4-4	37.9	1	30,900	47,400
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート (1号棟)	江東区北砂1-3	39.5	1	31,900	50,400
一般都営	中層耐火	亀戸八丁目アパート (2号棟)	江東区亀戸8-4	42.3	1	34,900	56,700
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート (4号棟)	江東区東雲2-4	51.2	1	42,500	73,800
一般都営	中層耐火	南砂五丁目第2アパート (4号棟)	江東区南砂5-1	55.9	1	46,900	81,200
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート (1号棟)	品川区北品川1-7	37.9	2	33,200	70,000
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート (4号棟)	品川区八潮5-1	59.6	2	52,300	92,000

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	八潮五丁目アパート (5号棟)	品川区八潮5-1	62.1	1	54,400	83,700
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第5アパート (1号棟)	大田区大森西3-9	51.0	1	43,200	77,700
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第3アパート (6号棟)	大田区大森西3-11	36.4	2	29,000	52,200
一般都営	中層耐火	南蒲田二丁目アパート (7号棟)	大田区南蒲田2-20	42.4	1	36,100	64,500
一般都営	中層耐火	西荻谷二丁目第2アパート (3号棟)	大田区西荻谷2-26	39.0	1	32,100	50,000
一般都営	中層耐火	荻中一丁目アパート (13号棟)	大田区荻中1-3	39.0	1	31,000	55,300
一般都営	中層耐火	本羽田二丁目第4アパート (12号棟)	大田区本羽田2-8	42.3	1	34,300	49,800
一般都営	高層耐火	東荻谷五丁目アパート (14号棟)	大田区東荻谷5-17	51.2	1	42,700	65,700
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート (2号棟)	大田区大森東1-31	59.6	1	50,100	81,600
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート (6号棟)	大田区大森東1-36	59.6	1	50,100	81,600
一般都営	中層耐火	梅丘一丁目アパート (3号棟)	世田谷区梅丘1-35	41.9	1	35,100	70,700
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート (13号棟)	渋谷区笹塚2-38	36.7	1	30,800	69,300
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート (54-2号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-54	38.7	1	33,300	50,100
一般都営	高層耐火	幡ヶ谷二丁目アパート (1号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-1	37.9	1	33,100	66,800
一般都営	中層耐火	南台四丁目アパート (2号棟)	中野区南台4-41	42.3	1	32,200	69,400
一般都営	高層耐火	久我山一丁目アパート (20号棟)	杉並区久我山1-3	40.7	1	29,900	57,300
一般都営	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート (25号棟)	杉並区阿佐ヶ谷北3-32	35.1	1	25,600	48,400
一般都営	中層耐火	高井戸東一丁目アパート (2号棟)	杉並区高井戸東1-14	39.0	1	28,800	62,900
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート (3号棟)	北区王子本町3-9	33.4	1	25,500	46,000
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート (11号棟)	北区滝野川3-69	39.0	2	30,500	48,800
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート (15号棟)	北区滝野川3-75	37.3	1	29,600	54,300
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート (7号棟)	北区赤羽北3-13	59.6	1	49,200	90,200
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート (8号棟)	板橋区新河岸2-10	37.9	1	27,000	40,000
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート (9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	3	24,500	36,800
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート (1号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	2	39,400	70,200
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート (2号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	1	39,400	70,200
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目アパート (1号棟)	練馬区春日町4-14	48.1	1	37,500	70,000
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート (9号棟)	練馬区北町6-9	51.0	1	39,900	77,600
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目第2アパート (1号棟)	練馬区関町北3-9	55.9	1	44,300	88,000
一般都営	中層耐火	上石神井アパート (11号棟)	練馬区石神井4-5	55.9	1	44,300	88,100
一般都営	中層耐火	南田中アパート (49号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,600	46,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート (23号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,800	44,600
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート (22号棟)	練馬区旭町1-33	59.6	1	47,400	93,700

種類	構造名	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート(6号棟)	足立区西竹の塚1-10	55.9	1	41,800	74,600
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート(4号棟)	足立区保木間5-36	59.6	1	43,800	75,000
一般都営	高層耐火	足立中央本町五丁目アパート(6号棟)	足立区中央本町5-20	55.9	1	41,000	72,800
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(6号棟)	足立区西保木間3-6	34.3	3	24,000	37,200
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート(4号棟)	足立区西保木間1-3	55.9	1	41,400	71,200
一般都営	中層耐火	島根四丁目アパート(5号棟)	足立区島根4-20	59.6	1	44,000	73,800
一般都営	中層耐火	扇一丁目アパート(16号棟)	足立区扇1-12	51.0	2	36,000	49,300
一般都営	中層耐火	第1保木間アパート(4号棟)	足立区保木間1-24	33.4	1	22,900	36,100
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(3号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,600	35,300
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(20号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,100	39,500
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(4号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,700	35,500
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(2号棟)	足立区竹の塚7-13	37.3	1	25,600	42,200
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(5号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,600	42,200
一般都営	高層耐火	上沼田第3アパート(15号棟)	足立区江北7-13	37.9	1	25,900	38,900
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(5号棟)	足立区谷在家3-22	33.4	1	22,700	35,300
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(11号棟)	足立区谷在家3-22	35.7	1	24,400	37,200
一般都営	高層耐火	谷在家アパート(12号棟)	足立区谷在家3-22	37.9	1	25,900	38,800
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(4号棟)	足立区千住元町34	33.6	1	23,300	31,100
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(6号棟)	足立区辰沼1-2	35.7	1	24,500	38,200
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(3号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,700	40,900
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(5号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,400	37,600
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(11号棟)	足立区六木1-5	35.7	2	24,400	37,600
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(17号棟)	足立区六木1-5	37.7	1	25,600	39,300
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(13号棟)	足立区南花畑4-11	35.7	1	24,400	38,400
一般都営	中層耐火	鹿浜五丁目アパート(4号棟)	足立区鹿浜5-24	33.4	1	22,800	35,000
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(13号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,500	44,000
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(15号棟)	足立区花畑8-5	36.4	1	24,500	36,200
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(17号棟)	足立区花畑8-5	36.4	1	24,600	36,200
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(2号棟)	足立区舎人6-11	42.3	1	29,800	39,500
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(7号棟)	足立区舎人6-11	42.3	1	29,800	39,500
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(14号棟)	足立区舎人6-14	43.6	1	30,700	41,100
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(4号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	40,200	66,600
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(7号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	40,200	66,600

種類	構造名	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート(3号棟)	足立区入谷8-16	55.9	1	40,000	65,400
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第4アパート(3号棟)	葛飾区亀有2-11	55.9	1	42,500	82,000
一般都営	中層耐火	葛飾新宿一丁目アパート(2号棟)	葛飾区新宿1-4	59.6	1	44,400	76,200
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート(2号棟)	葛飾区南水元1-24	51.0	2	37,900	66,600
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート(1号棟)	江戸川区西瑞江4-24	32.6	1	23,500	34,500
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート(2号棟)	江戸川区西瑞江4-24	32.6	1	23,500	34,500
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート(7号棟)	江戸川区西瑞江4-24	32.6	1	23,500	34,500
一般都営	中層耐火	平井七丁目アパート(2号棟)	江戸川区平井7-23	39.0	1	28,800	44,500
一般都営	中層耐火	平井七丁目アパート(3号棟)	江戸川区平井7-23	36.4	1	26,900	43,000
一般都営	高層耐火	宇喜田町第2アパート(1号棟)	江戸川区西葛西4-1	50.9	1	39,900	67,200
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(2号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,400	76,900
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(4号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,800	84,300
一般都営	中層耐火	八王子高倉町第2アパート(1号棟)	八王子市高倉町12-4	59.6	1	34,500	66,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-5号棟)	八王子市南大沢3-4	60.7	1	35,200	69,700
一般都営	中層耐火	羽衣町一丁目アパート(1号棟)	立川市羽衣町1-5	55.9	1	33,500	69,900
一般都営	中層耐火	立川錦町六丁目アパート(1号棟)	立川市錦町6-6	55.9	1	32,700	68,700
一般都営	中層耐火	府中栄町一丁目第2アパート(3号棟)	府中市栄町1-3-3	55.9	1	33,600	78,100
一般都営	中層耐火	天神町二丁目アパート(1号棟)	府中市天神町2-10-1	55.9	1	36,000	81,800
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(2号棟)	調布市国領町3-8-15	53.5	3	29,900	64,600
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(5号棟)	調布市国領町3-8-15	45.1	1	25,200	54,500
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(9号棟)	調布市国領町8-1-35	51.2	1	30,600	73,800
一般都営	中層耐火	調布若葉町二丁目アパート(2号棟)	調布市若葉町2-4-1	58.1	1	36,700	90,400
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(3号棟)	町田市中町4-8	59.6	1	35,400	76,300
一般都営	中層耐火	金森第3アパート(1号棟)	町田市金森7-19	48.1	2	27,600	53,000
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート(2号棟)	町田市木曽西1-33	39.0	1	19,000	37,300
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(2号棟)	町田市成瀬1152-2	56.8	1	30,600	60,300
一般都営	高層耐火	成瀬アパート(6号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,600	64,400
一般都営	中層耐火	日野新井アパート(2号棟)	日野市新井842	33.4	1	14,900	29,100
一般都営	中層耐火	東村山菰山町二丁目アパート(6号棟)	東村山市菰山町2-13	60.2	1	35,600	71,300
一般都営	中層耐火	西原町四丁目アパート(1号棟)	西東京市西原町4-10	60.2	1	36,800	78,600
一般都営	中層耐火	西原町四丁目アパート(4号棟)	西東京市西原町4-10	60.2	1	36,800	78,600
一般都営	高層耐火	田無谷戸町二丁目アパート(7号棟)	西東京市谷戸町2-12	61.5	1	41,200	97,300
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート(5号棟)	西東京市緑町3-8	60.5	1	37,900	82,300

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	田無緑町三丁目アパート (3号棟)	西東京市緑町3-8	55.9	1	35,200	77,300
一般都営	中層耐火	田無南町一丁目アパート (17号棟)	西東京市南町1-2	48.1	1	28,700	63,400
一般都営	中層耐火	田無北原町一丁目アパート (2号棟)	西東京市北原町1-32	60.2	1	37,300	83,300
一般都営	中層耐火	田無芝久保三丁目アパート (1号棟)	西東京市芝久保町3-3	51.1	1	31,500	67,800
一般都営	中層耐火	田無芝久保三丁目アパート (4号棟)	西東京市芝久保町3-3	61.3	1	37,800	81,300
一般都営	高層耐火	田無谷戸町一丁目アパート (2号棟)	西東京市谷戸町1-17	59.6	3	38,300	87,200
一般都営	中層耐火	柳沢二丁目アパート (1号棟)	西東京市柳沢2-15	62.1	1	38,400	85,200
一般都営	中層耐火	柳沢二丁目アパート (2号棟)	西東京市柳沢2-15	62.1	1	38,600	85,200
一般都営	中層耐火	東伏見二丁目第2アパート (8号棟)	西東京市東伏見2-10	63.2	1	44,700	95,000
一般都営	中層耐火	保谷本町六丁目アパート (4号棟)	西東京市保谷町6-7	55.8	1	38,400	77,200
一般都営	高層耐火	柳沢一丁目アパート (3号棟)	西東京市柳沢1-15	61.5	1	41,100	95,000
一般都営	中層耐火	狛江アパート (11号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	44,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート (25号棟)	狛江市和泉本町4-7	32.6	1	15,900	40,900
一般都営	中層耐火	狛江アパート (26号棟)	狛江市和泉本町4-7	32.6	1	15,900	40,900
一般都営	中層耐火	狛江アパート (34号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	44,200
一般都営	中層耐火	狛江アパート (37号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,200
一般都営	中層耐火	狛江アパート (40号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,600	46,900
一般都営	中層耐火	松山三丁目アパート (1号棟)	清瀬市松山3-11	51.0	1	29,300	57,700
一般都営	中層耐火	松山三丁目アパート (1号棟)	清瀬市松山3-11	51.0	1	30,200	63,100
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘二丁目アパート (22号棟)	清瀬市竹丘2-10	55.8	1	35,200	71,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地 (4-4-6号棟)	多摩市落合4-4	51.1	1	25,900	39,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地 (5-1-2号棟)	多摩市貝取5-1	55.9	1	29,600	54,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地 (2-4-2号棟)	多摩市貝取2-4	55.9	1	30,100	54,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地 (11号棟)	多摩市鶴牧5-40	65.5	1	37,700	72,400

●東京都告示第千二百三十三号
 東京都営住宅条例 (平成九年東京都条例第七十七号) 第
 三条第二項並びに第十二条第一項及び第三項の規定に基づ
 き、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使
 用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、
 同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成二十九年七月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称

位置

構造及び規模

戸数

収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)

近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)

新宿四丁目アパート
(3号棟)

葛飾区新宿四丁目二〇番

高層耐火

三四・六平方メートル

一二戸

二八、七〇〇円

六九、一〇〇円

同右

同右

同右

四〇・四平方メートル

同右

三三、六〇〇円

八〇、七〇〇円

同右

同右

同右

四七・四平方メートル

同右

三九、四〇〇円

九四、六〇〇円

同右

同右

同右

四七・八平方メートル

六戸

三九、七〇〇円

九五、五〇〇円

同右

同右

同右

五七・一平方メートル

同右

四七、五〇〇円

一一四、〇〇〇円

●東京都告示第千二百四号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三
三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都
営改良住宅の使用料を、同条例第三条第二項及び第七十一
条において準用する同条例第五十六条第一項第三号の規定
に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、平
成二十九年八月一日から実施するので、同条例第三条第三
項の規定により告示する。

平成二十九年七月三十一日

東京都知事 小池百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	高層耐火	西大久保アパート (5号棟)	新宿区大久保3-9	43.9	1	37,800
改良	高層耐火	立花一丁目アパート (6号棟)	墨田区立花1-27	40.6	2	28,800
改良	高層耐火	白鬚東アパート (17号棟)	墨田区堤通2-10	63.4	1	45,800
改良	中層耐火	豊洲四丁目アパート (3号棟)	江東区豊洲4-3	36.2	1	28,600
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート (1号棟)	江東区南砂3-11	32.6	1	25,700
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート (8号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,600
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート (10号棟)	江東区南砂5-24	33.4	2	26,400
改良	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート (52-1号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-52	51.2	1	44,300
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート (4号棟)	北区赤羽西5-12	37.3	1	29,200
改良	中層耐火	昭島玉川町アパート (4号棟)	昭島市玉川町1-10	48.1	1	26,500
再開発	高層耐火	小松川アパート (1号棟)	江戸川区小松川2-1	59.8	1	47,800

●東京都告示第千二百五十五号

次の駐車場を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条の規定において準用する同条例第三条第三項の規定により、告示する。

平成二十九年七月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名 称 位 置 区画数

久我山アパート駐車場 杉並区久我山一丁目 一四区画
八番

●東京都告示第千二百六十六号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成二十九年七月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名 称 位 置 区画数

新宿四丁目アパート駐 葛飾区新宿四丁目十 一五区画
車場 六番ほか

国立富士見台四丁目ア 国立市富士見台四丁 七九区画
パート駐車場 目十七番地ほか

●東京都告示第千二百七十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条第二項の規定に基づき、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された病院を次のとおり告示する。

平成二十九年七月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名 称 所在地 撤回年月日

医療法人社団桃栄 板橋区中丸町二十一 平成二十九年
会木村牧角病院 番三号 六月二十八日

●東京都告示第千二百八十八号

東京都漁業調整規則（昭和四十年東京都規則第六十号）第八条第二項（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十九年における底立てはえ縄漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年七月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十九年八月一日から同月十五日まで

二 許可又は起業の認可をする数の最高限度

二十五隻

●東京都告示第千二百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年七月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 瑞穂あきる野八王子

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第二十七号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九条の規定により、共立女子大学博物館を博物館に相当する施設として、次のとおり指定した。

平成二十九年七月三十一日

東京都教育委員会

- 一 設置者の名称及び住所 学校法人共立女子学園
千代田区一ツ橋二丁目二番一
号
- 二 施設の名称 共立女子大学博物館
- 三 施設の所在地 千代田区一ツ橋二丁目六番一
号
- 四 指定年月日 平成二十九年七月三十一日
- 五 指定番号 第六十二号

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第六条第一項（法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十九年七月三十一日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党東京都三鷹市第三支部	加藤 浩司	浜中 龍次	三鷹市井の頭2-13-29	H29. 4. 27	○

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)
真保守政治研究会	長島 昭久	及川 哲央	立川市錦町2-2-5	H29. 4. 18	衆議院議員	長島 昭久、衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
あまめいし要一郎後援会	天目石 要一郎	天目石 一也	武蔵村山市大南4-21-31	H29. 4. 24
岩瀬たけしと練馬区政を変える会	岩瀬 剛史	岩瀬 剛史	練馬区大泉学園町3-1-32	H29. 4. 21
上田てつじ後援会	上田 哲次	上田 哲次	町田市森野2-26-18	H29. 4. 10
青梅市民ファーストの会	小山 洋一	小山 豊	青梅市東青梅1-7-7	H29. 4. 28
加藤こうじ後援会	加藤 浩司	右見 裕一	三鷹市下連雀3-44-4	H29. 4. 28
斉藤まりこ後援会	鈴木 秀三郎	大和田 裕子	足立区西新井栄町1-1-8-33	H29. 4. 11
シラトタロウの会	白戸 太朗	小谷 亮太	渋谷区千駄ヶ谷1-1-1-6	H29. 4. 19
都民ファーストの会木下ふみこ応援会	木下 富美子	真野 恵美子	豊島区南大塚1-14-3	H29. 4. 27
都民ファーストの会清水やすこ後援会	清水 康子	武田 祐子	福生市大字福生665	H29. 4. 14
都民ファーストの会関野杜成後援会	関野 杜成	関野 杜成	東大和市桜が丘4-10-3	H29. 4. 20
都民ファーストの会なりきよりさ子後援会	成清 梨沙子	成清 絃介	千代田区一番町14	H29. 4. 20
都民ファーストの会ひぐちたかあき後援会	樋口 高顕	樋口 麻美	千代田区富士見2-12-16	H29. 4. 3
都民ファーストの会福島りえこ後援会	福島 理恵子	平山 雄三	世田谷区新町2-10-12	H29. 4. 11
都民ファーストの会本橋ひろたか後援会	本橋 弘隆	菅谷 厚子	豊島区高松3-11-20	H29. 4. 20

都民ファーストの会山田ひろし後援会	山田 浩史	山田 浩史	文京区本郷2-38-8	H29. 4. 20
都民ファーストの会米川大二郎後援会	米川 大二郎	米川 大二郎	葛飾区高砂2-38-6	H29. 4. 3
中村たけし後援会	中村 豪志	三田 俊司	昭島市東町1-4-19	H29. 4. 17
山崎とも子と未来につなぐ会	山崎 智子	柴尾 裕美	小平市学園西町2-15-2	H29. 4. 27
渡辺ふみや後援会	渡辺 郁弥	渡辺 和美	葛飾区金町3-46-16	H29. 4. 26
都民ファーストの会板橋区第2支部	木下 富美子	真野 恵美子	豊島区南大塚1-14-3	H29. 4. 27
都民ファーストの会江戸川区第2支部	西澤 郁子	鎌田 亮子	江戸川区船堀5-12-8	H29. 4. 25
都民ファーストの会葛飾区第一支部	米川 大二郎	米川 大二郎	葛飾区高砂2-38-6	H29. 4. 3
都民ファーストの会北多摩1区第一支部	關野 杜成	關野 杜成	東大和市桜が丘4-10-3	H29. 4. 20
都民ファーストの会墨田区第一支部	成清 梨沙子	成清 紘介	千代田区一番町14	H29. 4. 20
都民ファーストの会世田谷区第1支部	福島 理恵子	平山 雄三	世田谷区新町2-10-12	H29. 4. 11
都民ファーストの会千代田区第一支部	樋口 高頭	樋口 麻美	千代田区富士見2-12-16	H29. 4. 3
都民ファーストの会豊島区第一支部	本橋 弘隆	菅谷 厚子	豊島区高松3-11-20	H29. 4. 20
都民ファーストの会西多摩第一支部	清水 康子	武田 祐子	福生市大字福生665	H29. 4. 14
都民ファーストの会練馬区第一支部	村松 一希	村松 寛治	練馬区早宮3-12-5	H29. 4. 11
都民ファーストの会文京区第一支部	増子 博樹	増子 博樹	文京区大塚5-20-5	H29. 4. 4
都民ファーストの会三鷹市第一支部	山田 浩史	山田 浩史	文京区本郷2-38-8	H29. 4. 20
都民ファーストの会目黒区第一支部	伊藤 悠	伊藤 亜希子	目黒区祐天寺1-14-2	H29. 4. 13

備考 従来、都民ファーストの会関野杜成後援会は総務大臣に届出がされていたが、東京都選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党檜原総支部	大谷 禮二郎	主たる事務所の所在地	西多摩郡檜原村3602	西多摩郡檜原村人里1961	H29. 3. 27
		代表者の氏名	大谷 禮二郎	高木 義夫	H29. 3. 27
民進党東京都総支部連合会	松原 仁	会計責任者の氏名	青柳 雅之	長島 昭久	H29. 4. 27

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
市川勝斗後援会	市川 正人	政治団体の名称	市川勝斗後援会	あやめ会	H29. 4. 3
いなぎきじゅん子を応援する会	内野 淳子	主たる事務所の所在地	中野区東中野3-24-11	中野区東中野2-28-22	H29. 3. 1
		代表者の氏名	内野 淳子	稲垣 淳子	H29. 3. 1
		会計責任者の氏名	内野 淳子	稲垣 淳子	H29. 3. 1
及川賢一後援会	及川 賢一	主たる事務所の所在地	八王子市長沼町1302-9	八王子市北野町537-9	H29. 4. 28
大森地区の税理士による平将明後援会	長與 和彦	主たる事務所の所在地	大田区大森北5-5-8	大田区山王1-44-7	H29. 4. 7
		代表者の氏名	長與 和彦	秋元 弘一	H29. 4. 7
かみや俊宏後援会	神谷 俊宏	政治団体の名称	かみや俊宏後援会	神谷俊宏後援会	H29. 3. 25
河津りえ子とワクワク市民の会	河津 利恵子	主たる事務所の所在地	中央区日本橋浜町2-19-3	品川区西五反田8-2-6	H29. 3. 25
		会計責任者の氏名	河津 行隆	船倉 由利子	H28. 5. 27
くぼた知子を励ます会	窪田 知子	主たる事務所の所在地	日野市東豊田3-26-17	日野市豊田2-22-17	H29. 4. 26
自由を守る会	竹内 聖織	主たる事務所の所在地	武蔵野市吉祥寺東町1-4-26	江戸川区東小松川4-57-12	H29. 4. 3
		代表者の氏名	竹内 聖織	上田 令子	H29. 4. 3
大門さちえ後援会	菅原 次郎	主たる事務所の所在地	新宿区若松町38-22	新宿区新宿5-12-10	H29. 4. 14
		代表者の氏名	菅原 次郎	山田 恵美子	H29. 4. 14
田湯久貴後援会	萩原 泰宏	主たる事務所の所在地	小金井市本町5-36-21	小金井市本町5-21-31	H29. 4. 10
チーム小金井	今中 京平	代表者の氏名	今中 京平	今中 律子	H29. 4. 10

●東京都選挙管理委員会告示第百十四号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)。以下

「法」という。(第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年七月三十一日

東京都選挙管理委員会

チーム小金井	今中 京平	会計責任者の氏名	今中 律子	今中 京平	H29. 4. 10
東京自治フォーラム	遠藤 幹夫	会計責任者の氏名	中條 貴仁	座光寺 成夫	H29. 4. 17
東京都栄養士連盟	奥村 眞理子	代表者の氏名	奥村 眞理子	渡木 徳治	H29. 4. 4
		会計責任者の氏名	大留 光子	関谷 勉	H29. 4. 4
都民ファーストの会田の上いくこ後援会	西澤 郁子	政治団体の名称	都民ファーストの会田の上いくこ後援会	田の上いくこと共に立ち上がる会	H29. 4. 25
都民ファーストの会増子ひろき後援会	増子 博樹	政治団体の名称	都民ファーストの会増子ひろき後援会	ますこひろき後援会	H29. 4. 1
都民ファーストの会村松一希後援会	村松 一希	政治団体の名称	都民ファーストの会村松一希後援会	むらまつ一希後援会	H29. 4. 11
日本共産党港区後援会	石川 孝夫	主たる事務所の所在地	港区芝5-2-3	港区芝浦3-1-14	H29. 2. 13
のがみ純子後援会	野上 純子	政治団体の名称	のがみ純子後援会	野上純子後援会	H29. 4. 1
橋本みかを応援する会	野見山 修吉	主たる事務所の所在地	小金井市前原町3-16-24	小金井市本町1-14-15	H29. 4. 20
		代表者の氏名	野見山 修吉	橋本 美香	H29. 4. 20
藤原みさこと文京を創る会	藤原 美佐子	主たる事務所の所在地	文京区西片2-8-24	文京区千石1-24-22	H29. 4. 1
		会計責任者の氏名	星澤 博美	小野塚 洋子	H29. 4. 1
松本マキ後援会	松本 武	会計責任者の氏名	清水 文乃	曾我 キャロル	H29. 4. 24
未来を創る国分寺市民の会	新井 満	政治団体の名称	未来を創る国分寺市民の会	いきいきさわやか国分寺をつくる会	H29. 4. 23
		主たる事務所の所在地	国分寺市日吉町3-9-3	国分寺市新町2-2-13	H29. 4. 23
		代表者の氏名	新井 満	石本 俊三	H29. 4. 23
みんなにチャンス!	野見山 修吉	主たる事務所の所在地	小金井市前原町3-16-24	小金井市本町1-14-15	H29. 4. 20
		代表者の氏名	野見山 修吉	橋本 美香	H29. 4. 20
ゆういちの会	真山 勇一	会計責任者の氏名	真山 絵里奈	真山 尚一	H29. 4. 14
良知会	米良 紘一郎	主たる事務所の所在地	中野区江原町1-35	中野区江原町1-36	H29. 4. 17
東京都歯科医師連盟千代田支部	保富 俊一郎	代表者の氏名	保富 俊一郎	伊藤 知幸	H29. 4. 1
		会計責任者の氏名	渡辺 健雄	小谷 一央	H29. 4. 1

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
維新の党衆議院東京都第6選挙区第2支部	加藤 義隆	H28. 3. 31
自由民主党東京都葛飾区第十二支部	米川 大二郎	H29. 3. 17
自由民主党東京都健康増進支部	田淵 正文	H29. 4. 26
自由民主党東京都衆議院比例区第二支部	田畑 毅	H29. 4. 24
自由民主党東京都杉並区第六支部	吉田 愛	H29. 4. 20

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
あまめいし要一郎後援会	天目石 要一郎	H29. 4. 24
今中京平後援会	今中 律子	H29. 3. 31
うさみ正記を応援する会	宇佐美 正記	H29. 4. 27
大久保青志応援団	大久保 青志	H28. 12. 31
自由を守る会	竹内 聖織	H29. 4. 3
住み良い東京・葛飾を実現する会	米川 大二郎	H29. 3. 31
関根優司後援会	進野 策郎	H29. 4. 9
東京都知事を変える会	中根 善弘	H29. 4. 7
二本松を育てる会	松永 吉洋	H29. 3. 31
みたか市民の党	伊沢 桂子	H29. 4. 4
米川大二郎後援会	米川 大二郎	H29. 3. 31

●東京都選挙管理委員会告示第百十五号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十

七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十九年七月三十一日
東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
天目石 要一郎	市議会議員	あまめいし要一郎後援会	武蔵村山市大南4-21-31	H29. 4. 24
石毛 泰道	都議会議員	西東京の明日を考える会	西東京市保谷町4-6-21	H29. 4. 11
木下 富美子	都議会議員	都民ファーストの会木下ふみこ応援会	豊島区南大塚1-14-3	H29. 4. 27
清水 康子	都議会議員	都民ファーストの会清水やすこ後援会	福生市大字福生665	H29. 4. 5
關野 杜成	都議会議員	都民ファーストの会關野杜成後援会	東大和市桜が丘4-10-3	H29. 4. 20
成清 梨沙子	都議会議員	都民ファーストの会なりきよりさ子後援会	千代田区一番町14	H29. 4. 20
樋口 高顕	都議会議員	都民ファーストの会ひぐちたかあき後援会	千代田区富士見2-12-16	H29. 4. 3
福島 理恵子	都議会議員	都民ファーストの会福島りえこ後援会	世田谷区新町2-10-12	H29. 4. 11
村松 一希	都議会議員	都民ファーストの会村松一希後援会	練馬区早宮3-12-5	H29. 4. 11
本橋 弘隆	都議会議員	都民ファーストの会本橋ひろたか後援会	豊島区高松3-11-20	H29. 4. 18
山崎 智子	市議会議員	山崎とも子と未来につながる会	小平市学園西町2-15-2	H29. 4. 20
山田 浩史	都議会議員	都民ファーストの会山田ひろし後援会	文京区本郷2-38-8	H29. 4. 20
米川 大二郎	都議会議員	都民ファーストの会米川大二郎後援会	葛飾区高砂2-38-6	H29. 4. 1

●東京都選挙管理委員会告示第百十六号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号) 第十

九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十九年七月三十一日
 東京都選挙管理委員会

●東京都選挙管理委員会告示第百十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九
 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の
 異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定
 により、次のとおり公表する。

平成二十九年七月三十一日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
市川 正人	市川勝斗後援会	政治団体の名称	市川勝斗後援会	あやめ会	H29. 4. 3
窪田 知子	くぼた知子を励ます会	主たる事務所所在地	日野市東豊田3-2 6-17	日野市豊田2-22 -17	H29. 4. 26
西澤 郁子	都民ファーストの会田の上いくこ後援会	政治団体の名称	都民ファーストの会田の上いくこ後援会	田の上いくこと共に立ち上がる会	H29. 4. 25
野上 純子	のがみ純子後援会	政治団体の名称	のがみ純子後援会	野上純子後援会	H29. 4. 1
藤原 美佐子	藤原みさこと文京を創る会	主たる事務所所在地	文京区西片2-8- 24	文京区千石1-24 -22	H29. 4. 1
前田 和茂	前田和茂を支援する会	公職の種類	都議会議員	区議会議員	H28. 7. 22
増子 博樹	都民ファーストの会増子ひろき後援会	政治団体の名称	都民ファーストの会増子ひろき後援会	ますこひろき後援会	H29. 4. 1

●東京都選挙管理委員会告示第百十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第九
 九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消
 し及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった
 旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に
 より、次のとおり公表する。

平成二十九年七月三十一日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をし た者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
本橋 弘隆	弘翔会	H29. 4. 18

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をし た者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でな くなった年月日
天目石 要一郎	あまめいし要一郎後援会	H29. 4. 24
大久保 青志	大久保青志応援団	H28. 12. 31

公 告

土地区画整理事業の換地処分について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により東京都市計画事業南水元土地区画整理事業施行者葛飾区代表者葛飾区長青木克徳から換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十九年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年七月三十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金 子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

稲城市若葉台一丁目十六番五及び同番七の各一部、同番三十二並びに同番三十五 神奈川県中郡二宮町二宮八十六番地一 八晃建設株式会社 代表取締役 岩崎 悦江

府中市矢崎町四丁目十番三から同番七まで及び同番十四から同番十七まで 府中市宮町一丁目十九番地の十 株式会社大内商事 代表取締役 大内 勝美

西東京市芝久保町五丁目二千二百七十六番、二千二百七十九番一及び同番六の各一部 西東京市東伏見三丁目六番十九号 タクトホーム株式会社

代表取締役 小寺 一裕

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年七月三十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金 子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

清瀬市中里五丁目五百五十八番四、五百七十一番及び五百七十二番二 清瀬市上清戸二丁目三番十号 株式会社セイリングホーム 代表取締役 櫻井 立家

調布市仙川町二丁目一番十二から同番十五まで、同番四十八、同番五十、同番五十二、二番五十五、同番五十七及び同番五十九 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目三十八番三十五号 株式会社マツオプロパティ 代表取締役 塚本 征紀

第四十三期東京都労働委員会の労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦について

第四十二期東京都労働委員会の労働者委員(十三人)及び使用者委員(十三人)は、平成二十九年十一月三十日をもって任期満了となるため、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定に基づき、次の要項により第四十三期東京都労働委員会の労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める。

平成二十九年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

第四十三期東京都労働委員会の労働者委員候補者及び使用者委員候補者推薦要項

東京都労働委員会労働者委員候補者

(一) 推薦資格

東京都の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号。以下「法」という。)第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合であること。

(二) 被推薦者資格

法第十九条の四第一項の欠格条項に該当しない者であること。

(三) 推薦手続

推薦資格を有する労働組合は、次に掲げる書類を添えて推薦すること。

ア 推薦書(別記様式)

イ 候補者の履歴書(本籍地の都道府県、現住所、生年月日、学歴、職歴、組合歴、公職歴等を記載したもの)

ウ 労働委員会の資格審査決定書又は証明書の写し

エ 推薦受付期間

平成二十九年七月三十一日(月曜日)から同年九月五日(火曜日)まで

オ 推薦書及び添付書類の提出先

東京都産業労働局雇用就業部又は労働組合の事務所の所在地を管轄する東京都労働相談情報センター若しくは同センターの各事務所

二 東京都労働委員会使用者委員候補者

(一) 推薦資格

東京都の区域内のみに組織を有し、かつ、その目的又は業務において労働問題を取り扱う使用者団体であること。

(二) 被推薦者資格

法第十九条の四第一項の欠格条項に該当しない者であること。

(三) 推薦手続

推薦資格を有する使用者団体は、次に掲げる書類を添えて推薦すること。

ア 推薦書 (別記様式)

一部

イ 候補者の履歴書 (本籍地の都道府県、現住所、生年月日、学歴、職歴、公職歴等を記載したもの)

一部

ウ 当該団体の定款、寄附行為又は規約の写し 一部
推薦受付期間

平成二十九年七月三十一日 (月曜日) から同年九月五日 (火曜日) まで

(五) 推薦書及び添付書類の提出先

東京都産業労働局雇用就業部又は使用者団体の事務所の所在地を管轄する東京都労働相談情報センター若しくは同センターの各事務所

別記様式

東京都知事 殿

年 月 日

所在地

労働組合名又は
使用者団体名

代表者氏名

㊟

第4期東京都労働委員会労働者委員候補者・使用者委員候補者推薦書

第4期東京都労働委員会労働者委員候補者・使用者委員候補者として、次の者を推薦します。

氏名 (ふりがな)	生年月日	(労働者・使用者) 所属 事業場名及び役職名	(労働者) 所属労働組合名 及び役職名

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

平成二十九年七月三十一日

東京都下水道局長 石原清次

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
平成二十九年六月五日	〇三八六	株式会社西原衛生工業所	港区芝浦四丁目二番八号	港区浜松町二丁目八番十四号
同日	五一二九	株式会社カナエコ	三鷹市井口三丁目十九番二十三号	三鷹市上連雀四丁目一番三号

二 代表者を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
平成二十九年六月十五日	一七八一	日本ファシリオ株式会社	川口正廣	原芳正
同日	二六三二	有限会社鈴木工業	鈴木遵	鈴木勝

正誤

同月二日	四八七三	有限会社真和興業	古川真一	古川恵美子
同月二日	一二四一	株式会社クリマテック	西田文明	松本克博
同月二日	四〇〇二	リビングエンジニアリング株式会社	松田明彦	伊達清隆
同月二日	二一三八	杉山管工株式会社	杉山文範	杉山文明

〇平成二十八年十月二十日付東京都教育委員会規則第四十

六号

ページ一段一行一誤

一正

二下 一一目次中「第九」に、

発行所 東京都印刷株式会社
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
 郵便番号 163-8001
 定価 五〇円
 本号 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001

